

作業環境測定

作業環境測定士 豊田 豪

16

有害物に関する掲示

屋内で特定の有害物を使用している作業場においては作業者へ健康被害がないよう、局所排気装置などの設備や定期的な作業環境測定、特殊健康診断等が必要です。

ん・特定化学物質等はされてないことが多い印象です。

省は4月1日より労働安全衛生規則など7つの規則を改正し、有害物に関する掲示内容を見直しました。これにより特定の作業に従事する従業員に対し関連する疾患や症状、取り扱い上の注意、必要な保護具に関する詳細な情報の掲示が求められるようになりました。今回はその掲示内容についてご紹介します。

これらに加え、作業者に安全な作業方法をしてもらうことや有害物について周知することも重要で、安全教育や有害物に関する掲示を作業場に行なう必要があります。私が作業環境測定でお伺いする際に作業場を見せていくたまくと、有害物に関する掲示がされていない事業所が時々あります。有機溶剤は掲示されていることが多いですが、粉じんが多いです。

【掲示内容1】
疾病の種類
職場で取り扱う物質に

よって生じる可能性のある疾病的種類とその症状を掲示する必要があります。掲示方法については複数の選択肢があり、労働基準法施行規則の特定の表に基づく方法や、特殊健康診断の結果に基づく方法、さらには特定の法律や日本産業規格に基づく方法などが含まれます。事業場で取り扱う物質に応じて、これらの方法の中から最も適切なものを選ぶことが重要です。

ア、有機溶剤等を入れた容器で使用中でないものには、必ずふたをすることがあります。ア、有機溶剤等を入れた容器で使用中でないものには、必ずふたをすることがあります。ア、有機溶剤等を入れた容器で使用中でないものには、必ずふたをすることがあります。

イ、当日の作業に直接必要のある量以外の有機溶剤等を作業場内へ持ち込まないこと。

ウ、できるだけ風上で作業を行い、有機溶剤の蒸気の吸入をさけること。

エ、できるだけ有機溶剤等を皮膚に触れないようすること。

【掲示内容2】
疾病の症状
職場で取り扱う物質による疾病的症状を掲示する方法については、疾病告示に基づく方法や特殊健康診断の項目に基づいた症状に基づく方法、有機溶剤中毒予防規則やじん肺法施行規則に基づく主な症状の方法で記載することがあります。これらの方を組み合わせて、最適な掲示方法を選択します。

ア、中毒の症状がある者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに、衛

管理者その他の衛生管理者を担当する者に連絡すること。

イ、中毒の症状がある者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温に努めること。

ウ、中毒の症状がある者が意識を失っている場合は、消防機関への通报を行うこと。

エ、中毒の症状がある者の呼吸が止まった場合や正常でない場合は、速やかに仰向きにして心肺复苏を行うこと。

【掲示内容3】
取扱い上の注意事項
安衛則（有機則以外）

に基づく掲示は労働安全衛生法の通知事項やSDSに基づき記載します。

有機則に関しては以下の内容を記載します。

ア、有機溶剤等を入れた容器で使用中でないものには、必ずふたをすることがあります。

イ、当日の作業に直接必要のある量以外の有機溶剤等を作業場内へ持ち込まないこと。

ウ、できるだけ風上で作業を行い、有機溶剤の蒸気の吸入をさけること。

エ、できるだけ有機溶剤等を皮膚に触れないようすること。

【掲示内容4】
中毒が発生した場合
の応急処置について

ア、中毒の症状がある者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに、衛

管理者その他の衛生管理者を担当する者に連絡すること。

イ、中毒の症状がある者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温に努めること。

ウ、中毒の症状がある者が意識を失っている場合は、消防機関への通报を行うこと。

エ、中毒の症状がある者の呼吸が止まった場合や正常でない場合は、速やかに仰向きにして心肺复苏を行うこと。

【掲示内容5】
使用すべき保護具について

ア、中毒の症状がある者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに、衛

管理者その他の衛生管理者を担当する者に連絡すること。

イ、中毒の症状がある者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温に努めること。

ウ、中毒の症状がある者が意識を失っている場合は、消防機関への通报を行うこと。

エ、中毒の症状がある者の呼吸が止まった場合や正常でない場合は、速やかに仰向きにして心肺复苏を行うこと。

【掲示内容6】
保護具は労働安全衛生法に基づく「取扱い上の注意」とSDSの情報を参考しながら、その職場のリスクアセスメントの結果を考慮した具体的な保護具を記載します。

ア、中毒の症状がある者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに、衛

管理者その他の衛生管理者を担当する者に連絡すること。

イ、中毒の症状がある者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温に努めること。

ウ、中毒の症状がある者が意識を失っている場合は、消防機関への通报を行うこと。

エ、中毒の症状がある者の呼吸が止まった場合や正常でない場合は、速やかに仰向きにして心肺复苏を行うこと。

【掲示内容7】
必要な場合は、防毒用か防じん用かを明記し、各タイプに応じた詳細

収容の種類や性能区分なども記載することが望ましいです。同様に、防護手袋が必要な場合は、防

その種類を記載することが推奨されます。各掲示は作業場で従事するすべての作業者が容

易に視認できる方法で掲示する必要があります。時代の変化にあわせて電子看板での掲示も認めら

れています。一度自社の作業場の掲示が正しくされているか確認してみてはいかがでしょうか。

有機溶剤等の使用上の注意事項

一 有機溶剤の人体に及ぼす作用

- (1) 頭痛
- (2) けん怠感
- (3) めまい
- (4) 薫血
- (5) 肝臓障害

二 有機溶剤の取扱い上の注意事項

- (1) 有機溶剤を入れた容器で使用中でないものには、必ずふたをする。
- (2) 当日の作業に直接必要がある量以外の有機溶剤等を作業場内へ持ち込まないこと。
- (3) できるだけ風上で作業を行い、有機溶剤の蒸気の吸入をさける。
- (4) できるだけ有機溶剤等を皮膚に触れないようにすること。

三 応急処置

- (1) 中毒にかかる者を直ちに通風のよい場所に移し、衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。
- (2) 中毒にかかる者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温に努めること。
- (3) 中毒の症状がある者が意識を失っている場合は、消防機関への通報を行うこと。
- (4) 中毒の症状がある者の呼吸が止まっている場合や正常でない場合は、速やかに仰向けにして心肺蘇生を行うこと。

旧告示第2号に掲げる内容を記載

4 使用すべき保護具

- (1) 呼吸用保護具 適切な呼吸用保護具（防毒マスク（有機ガス用）、高濃度の場合、送気マスク空気呼吸器）を着用すること。
- (2) 手の保護具 適切な保護手袋を着用すること。
- (3) 眼の保護具 適切な眼の保護具を着用すること。
- (4) 皮膚及び身体の保護具 適切な保護衣を着用すること。

SDSにおける「ばく露防止及び保護措置」の内容を参考にリスクアセスメント結果に基づく措置を記載

(R 5.8)

厚木労働基準監督署ホームページ
「有害物の有害性に関する掲示内容の見直し・掲示義務の対象物質の拡大について」より

名北協会会員限定格安 <規則改正の正確な理解が自律的な化学物質管理を実践する第一歩>

化学物質管理実務対応総合支援事業 『企業出張研修』

研修内容 (例)

・化学物質管理の現状について	・ラベル表示・SDS等の情報伝達に係る通知等	・リスクアセスメントに関する事項
・化学物質管理体系の見直しについて	・化学物質管理の実施体制の確立	・第三管理区分の事業場の措置の強化
・化学物質管理の水準が一定以上、ばく露の程度が低い場合についてほか		

「化学物質管理実務対応総合支援事業」では、化学物質管理セミナーの実施（無料）、訪問コンサルティング（無料）、化学物質管理者研修の実施、保護具着用管理責任者教育の実施、相談対応（無料）、情報提供（無料）を行っています。

お問い合わせ・お申込み先 当協会総合受付（☎052-961-1666）